

産学官連携活動等に伴う研究開発型ベンチャー兼業における利益相反に関する基本方針

本基本方針は、本学の「産学官連携活動等に伴う利益相反に関する基本方針（以下「大方針」という。）」に基づき、産学官連携活動の1つとして、本学教員が、創出した研究成果の活用を目的とした企業（以下「研究開発型ベンチャー」という。）の役員を兼業する場合に生じ得る利益相反に関する考え方を定めたものである。

教育研究機関である本学においては、日々様々な研究が行われ、その成果は、学会・論文発表、権利化による技術移転により社会に還元されている。本学で創出される成果は、基礎・応用段階が多く、社会実装を実現するためには、教育研究機関という枠組みよりも、より広い枠組みの中で、活動を行うことを可能とする必要がある。その手段の1つとして、研究開発型ベンチャーの役員兼業を認めることとし、本学の研究シーズを活用した社会実装を通じ、社会課題の解決とイノベーションの実現、そして本学への利益の還元を適切な利益相反マネジメントのもと実現するものとする。

本利益相反マネジメントの実施にあたっては、研究開発型ベンチャーが本学とともに社会の発展を目指すパートナーであるとの考えのもと、研究開発型ベンチャーの成長という観点もふまえつつ、大方針に掲げる考え方に基づくマネジメントを実施するものとする。

以 上